

やまがた就職促進奨学金返還支援事業 【産業人材確保枠】

登録事業者を募集します

山形県では若者の定着と県内産業界の人材確保のために、学生時代に奨学金を借りていた方が登録事業者就職し県内に居住した場合に、奨学金の返還を支援する制度を実施しています。

メリット
1

新卒者の確保・定着に！

- ☑ 奨学金の返還支援が採用活動の際の企業PRのひとつになります。
- ☑ 一定期間の就業が返還支援の条件のため、早期離職の防止になります。(※3年後に支援。4、5年目に離職等した場合は返還義務あり)

メリット
2

企業のPRに！

- ☑ 県が作成するチラシで企業名を掲載し、周知します。
(県内高校や県内外の大学等に配布)
- ☑ 県HPで登録企業・団体のアピールポイントを紹介します。

メリット
3

県が支援額の半分以上を負担します！

- ☑ 大学(4年)卒の学生の場合、最大124万8千円を支援。
この場合の負担は62万4千円となります。
- ☑ 支払いは学生の採用から3年経過後になります。

税の優遇措置
あります

お申込み・お問い合わせはこちら

山形県 産業労働部 商工産業政策課 地域産業振興室

TEL 023-630-2691

HP



FAX 023-630-2128

→ 詳細は裏面へ

やまがた就職促進奨学金返還支援事業【産業人材確保枠】 事業の概要

※令和3年度予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては実施内容が変更となる場合があります。

対象企業

- ① 県内に事業所を有する法人または個人事業主
(= 県内企業等)
- ② 県内企業等を中心とした共同体組織または
県内企業等を支援する団体

支援 対象者

大学等在学時に奨学金の貸与を受けた方で、大学等を卒業後13か月以内に山形県内に居住・就業し、引き続き3年間経過した方（※4年目・5年目に離職等した場合は返還義務あり）

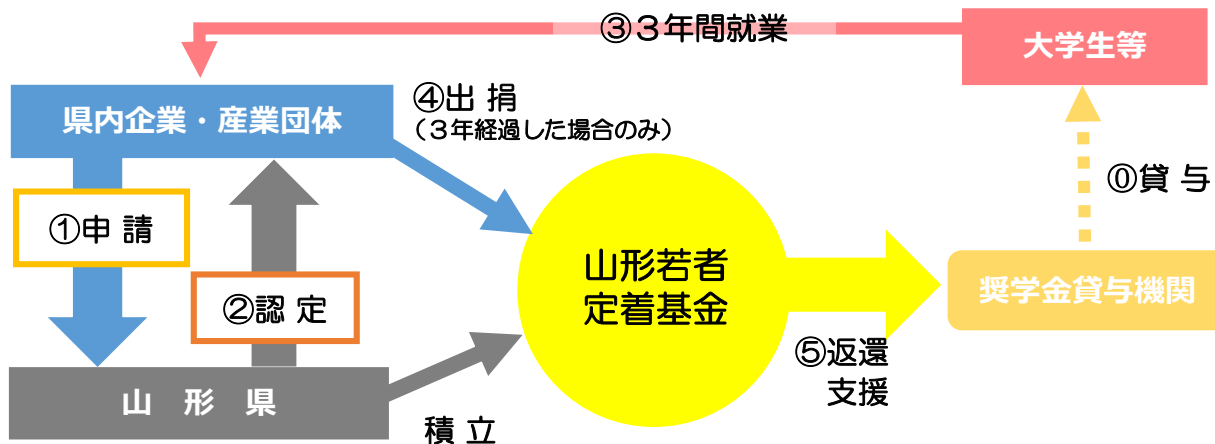
返還 支援額

2万6千円×認定年度以降に奨学金の貸与を受けた月数
(4年制大学の場合の最大支援額
2万6千円×48か月=124万8千円)

支援対象者の 募集予定人数

最大50名／年

事業の流れ (イメージ)



FAXで申請書をご請求する場合は、下記を記入のうえ(023-630-2128)へお送りください。

貴組織名		電話番号	- -
所在地	(〒 -)	FAX番号	- -
(ふりがな) お名前		部署名	
		お役職	
Eメール			